

そ の 他

議案第 6 号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する施設の管理業務に係る損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 14 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 和解の相手方

境港市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を 10 割とし、県は、損害賠償金 90,343 円を支払うものとする
こと。

3 事件の概要

（1）事件の発生年月日

令和 8 年 5 月 14 日

（2）事件の発生場所

境港市誠道町地内

（3）事件の状況

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課所属の職員が、西部計量セン
ター敷地内において除草作業中、草刈機により跳ね上げられた石が、和解の相手方使

用の建物のガラス戸に当たり、同ガラス戸を破損させたものである。

議案第 7 号

令和 7 年度鳥取県天神川流域下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 7 年度鳥取県天神川流域下水道事業会計決算を別冊により本議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 4 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

議案第 8 号

令和 7 年度鳥取県営企業決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 7 年度鳥取県営企業決算を別冊により本議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 4 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

議案第 9 号

令和 7 年度鳥取県営病院事業決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度鳥取県営病院事業決算を別冊により本議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 14 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

この冊子は100部作成し、1部当たりの印刷単価は1,050円です。